

## 沖縄市 ICT 活用型特定保健指導業務委託（単価契約） プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は、ICTを活用した沖縄市国民健康保険特定保健指導業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 沖縄市 ICT 活用型特定保健指導業務
- (2) 業務内容 沖縄市国民健康保険被保険者のうち、厚生労働省が定める特定保健指導対象の選定（階層化）により判定された特定保健指導「動機付け支援」又は「積極的支援」に該当する者に対し、ICT（スマートフォン、タブレット、パソコン等で使用できるWEBシステム又はアプリケーション等）を使用した面談等の支援、及びPHR（パーソナルヘルスレコード）を活用し効果的な特定保健指導を実施する。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで。  
（特定保健指導対象となった者のうち、特定保健指導利用者が、初回面談から3か月後以降の実績評価を完了するまで。）

### 3 提案上限額

862,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）。

これは、積極的支援、動機づけ支援を合わせて30名程度を想定した額である。なお、利用者都合による脱落や中断、沖縄市国保の資格喪失など、受託者の責に帰さない理由であっても一部のみの支払いとなることがある。

### 4 実施形式

プロポーザル審査により、総合評価の得点が最も高い事業者を業務委託候補者とする。

### 5 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 沖縄市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (4) 沖縄市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 21 日条例第 15 号）第 2 条の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。また、第 5 条に関わる責務をはたせること。
- (5) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関の登録されている者であること。
- (6) 初回面接、継続支援及び 3 か月以上経過後の評価を含む特定保健指導業務受託実績があること。
- (7) 情報セキュリティ対策及びセキュリティインシデント時の体制を確立していること。

## 6 スケジュール

令和8年	4 月	15 日	(水)	公募開始	
	4 月	20 日	(月)	質問受付〆切	
	4 月	22 日	(水)	質問に対する回答最終日	
	4 月	30 日	(木)	参加表明書の提出〆切	
	5 月	8 日	(金)	参加資格確認書類の提出〆切	(注 1)
	5 月	14 日	(木)	企画提案書等提出〆切	
	5 月	26 日	(火)	プレゼンテーション審査	
	5 月	28 日	(木)	審査結果通知 (予定)	
	6 月			契約締結	

(注 1) 沖縄市入札参加資格者名簿に登録されていない事業者のみ提出

## 7 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の ICT 活用型特定保健指導等業務委託質問書（様式 7）を電子メール添付で提出すること。メール件名に「質問 ICT 活用型特定保健指導プロポーザル」を必ず記載すること。※ 郵便、電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和 8 年 4 月 20 日（月）まで。  
なお、質問提出期限後は、一切受け付けない。
- (3) 提出先 沖縄市健康福祉部市民健康課 保健指導係  
Email : [a47hosido@city.okinawa.lg.jp](mailto:a47hosido@city.okinawa.lg.jp)
- (4) 回答方法 沖縄市ホームページにおいて掲載する。
- (5) 回答最終日 令和 8 年 4 月 22 日（水）

## 8 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時まで
- (2) 提出書類 参加表明書（様式 1） 1 部  
※電子データ（PDF 形式）で提出すること。

(3) 提出方法 メール

(4) 提出先 Email : a47hosido@city.okinawa.lg.jp

## 9 参加資格確認書類の提出

沖縄市入札参加資格者名簿に登録されていない事業者は、参加資格確認のための書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和8年5月8日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

次の書類 各1部

(ア) 法人にあつては、履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本。写し可)及び役員名簿

(イ) 個人にあつては、身分証明書の写し

(ウ) 直近年度の国税及び地方税の滞納の無い証明書(写し可)

(発行から3ヵ月以内のもの)

(3) 提出方法 持参又は郵送に限る。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日までに到着したものに限り受け付ける。郵送事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先 〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市役所 健康福祉部市民健康課 保健指導係(市役所本庁舎地下2階)

## 10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年5月14日(木)午後5時まで

(2) 提出書類

ア 企画提案書(様式2)

イ 応募事業者の概要(様式3)

ウ 業務実績調書(様式4)

エ ICT活用型特定保健指導等業務に係る提案書(様式5)

オ 見積書【積極的支援、動機づけ支援ごとの1件当たりの単価】(様式6)

※委託単価には、人件費、機器借上料、消耗品費、配布教材費、印刷製本費、会場使用料等、本業務実施にかかる全ての経費を含む。

(3) 提出部数 正本1部、副本(複写可)6部

(4) 提出方法 持参又は郵送に限る。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日までに到着したものに限り受け付ける。郵送事故等については、提出者のリスク負担とする。

- (5) 提出先 〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号  
沖縄市役所 健康福祉部市民健康課 保健指導係（市役所本庁舎地下 2 階）
- (6) 企画提案書等作成にあたっての留意事項
- ア 企画提案書の提出は、1 者当たり 1 案とする。
  - イ 書類は A 4 判縦とし、A 3 判の折り込みも可能とする。
  - ウ 横書き、文字サイズ 10.5 ポイント以上、左片とじ（ファイル等に綴る）。
  - エ できる限り両面印刷とする。
  - オ 全書類にページ番号とインデックスを付すこと。

## 11 プロポーザル審査の実施

- (1) 審査方法等 本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、書類審査及びプレゼンテーション審査とし、審査基準によりプロポーザル審査委員会  
が審査を行う。応募多数の場合は、書類審査において基準点（6 割）を上回った上位 3 者程度をプレゼンテーション審査の対象とする。

ア 日時 令和 8 年 5 月 26 日（火）

イ 説明時間 15 分以内

ウ 質疑応答 10 分以内

エ 出席者 担当者及び責任者より説明を行う

オ 実施方法 オンライン

※ 日時・オンラインのアカウント等は別途、通知する。

※ 使用する資料等は、企画提案書と同一内容とし、追加は認めない。ただし、内容の省略による項数の変更及び構成の変更は妨げない。

- (2) プロポーザル審査参加資格の喪失

以下の事項に該当する事業者は、プロポーザル審査に参加する資格を失する者とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があったとき。

イ 会社更生法の適用を申請するなど契約履行が困難と認められる状態に至ったとき。

ウ プロポーザル審査の公平性を害する行為があったとき。

エ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等が認められるとき。

- (3) 審査項目及び審査内容

選考に当たっては、企画提案書類等及びプレゼンテーションをもとに、以下の審査内容で評価し、採点する。全評価項目にかかるプロポーザル審査委員全員の採点の合計が、配点合計の 6 割以上の業者で、合計得点の高い順に選定を行う。なお、総得点が複数ある場合は、沖縄市 ICT 活用型特定保健指導業務委託に係るプロポーザル業者選定要

領に基づき判定する。

審査項目	配点	審査内容
業務実施体制	25	管理者や統括者及び業務従事者の人員構成がとられているか
		保健指導従事者の経験、人材育成・研修等の実施はあるか
		問い合わせ窓口・サポート体制はあるか
		苦情対応の体制はあるか
安全管理体制	15	情報セキュリティ対策及びセキュリティインシデント時の体制を確立しているか
実績	10	特定保健指導の実績
地理的要件	5	沖縄市又は沖縄県内に事業所を有しているか
見積金額の妥当性	5	見積金額（積極的支援・動機づけ支援の単価の合計）が低い順に評価を行う
実施内容	90	実施基準に準じた特定保健指導を実施するか
		利用しやすい工夫がされているか
		ICT 及び PHR を活用した保健指導を効果的かつ円滑に行う工夫がされているか
		使用機器やツールは誰もが利用しやすい工夫がされているか
		使用する資材は、保健指導の効果を高めることが期待されるものとなっているか。
		利用者個人に合わせた目標設定や目標達成に向けた指導の工夫がされているか。
		支援終了後の行動継続につながる工夫がされているか
		脱落防止に向けた工夫がされているか
その他、仕様書に定めのない提案		
合計	150	

#### (4) 受託者候補の取消し

選定された事業者が以下のいずれかに該当した時は、当該事業者の選定結果を取消し、次点の事業者を受託者候補として改めて選定するものとする。

- ア 選定された事業者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当する事となった時。
- イ 選定された事業者が、沖縄市から指名停止を受ける事となった時。
- ウ 選定された事業者が、提示した見積の結果、契約締結に至る事ができなかった時。
- エ 選定された事業者が、本業務委託契約の締結を辞退した時。

オ その他の理由により選定された事業者と本業務委託契約の締結が不可能となった時。

(5) プロポーザル審査の結果

プロポーザル審査の結果については、受託者候補の特定後、全ての書類審査に参加した事業者に書面で通知する。

12 業務委託契約に関する事項

(1) 本業務委託契約は、沖縄市契約規則等によるものとする。

(2) 本業務委託契約の金額は、消費税相当額を加算した上で、沖縄市が定める予算の範囲内とする。

(3) 業務委託契約の履行

ア 本業務委託契約の履行にあたって受託者は、当該企画提案書の内容を踏まえるものの、具体的な委託業務に関すること及び成果品の作成・提出に至るまで沖縄市と協議してすすめるものとする。

イ 企画提案書で提示した配置予定担当者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由で変更する場合は、市と協議する。

ウ 受託者は、沖縄市から受託した業務を第三者に委託することはできない。ただし、必要と認められる場合は、沖縄市と協議の上、受託した業務の一部を第三者に委託することができる。この場合においても、受託者は当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

※第三者委託を想定している場合は、その相手方及び内容を参考として資料提出すること。

13 留意事項

(1) 企画提案書の作成など本プロポーザル審査に係る経費は各事業者の負担とし、提出書類等の返却は行わないものとする。

(2) 書類の提出については、直接持参以外の方法による不達及び遅配を原因に事業者の不利益が生じても、沖縄市はその責を一切負わないものとする。

(3) 提出期限を過ぎた後、書類の再提出及び提出書類の改変はできないものとする。

(4) 受託者候補の選定に係る審査内容及び経過等については公表しないものとする。

(5) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄市と受託者で別途協議する。

14 本プロポーザル審査に関する問い合わせ先

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

沖縄市役所 健康福祉部市民健康課 保健指導係（市役所本庁舎地下 2 階）

TEL：098-939-1212 【内線 2262 担当：佐久田、小野】

FAX：098-934-3830

Email：[a47hosido@city.okinawa.lg.jp](mailto:a47hosido@city.okinawa.lg.jp)